平成２１年（フ）第８７号
福岡県大牟田市平原町113番地４
債務者　立岡　一夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８８号
福岡県大牟田市宮原町２丁目192番地作村方
債務者　川口　涼子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８９号
福岡県大牟田市真道寺町12番地１
債務者　日下部孝男
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第９２号
福岡県大牟田市大字歴木85番地27　高泉県営住宅1000棟41号
債務者　柿谷　伸敬
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第９３号
福岡県大牟田市大字三池286番地８
債務者　木下　優子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第９６号
福岡県大牟田市上官町３丁目55番地１
債務者　椛島　賢宏
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第３０７号
盛岡市神子田町６番28号　シティハイムセルティアＢ201号
債務者　髙橋美佐子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０７号
岩手県二戸郡一戸町月舘字金葛28番地１
債務者　米田　敏明
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９６号
盛岡市八幡町１番９―1305号
債務者　齊藤　邦夫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９７号
盛岡市八幡町１番９―1305号
債務者　齊藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５３６号
岩手県八幡平市平舘第28地割25番地19
債務者　佐々木裕加子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５３９号
岩手県岩手郡雫石町御明神籬野149番地
債務者　小笠原増美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５４９号
盛岡市松園３丁目８番２―101号、旧住所盛岡市上米内字赤坂34番地367
債務者　木村かおり
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第４８５号
愛知県岩倉市大地町西町畑18番地２アーバンステージ岩倉Ｂ棟201号
債務者　鎌田　健司
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２９４号
香川県高松市西町25番39号
債務者　岩崎　香予
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４７号
大分市新町８番17号森ビル202
債務者　山室　育代
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４４９号
大分市曙台２丁目３番６号
債務者　長戸　裕美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係